

新

旧

別紙様式M-142号

別紙様式M-142号

領収済通知書

国庫 国税 収納金 整理 資金

3 2 9 0 1 年度 税関符号 取扱行コード 取扱行名 (取扱行名) 整理番号

輸入申告等の番号 (あて先) 本 税 延滞税 証券受領 告知番号 納付の目的

受入科目 申告番号等 代理人 納税者 (住所) (氏名又は名称)

合計額 左記の合計額を納収しました。(領収日付印)

数字は記入例にならつて黒のボールペンで枠からはみださないように右詰で記載してください。

③-3

領収済通知書

国庫 国税 収納金 整理 資金

3 2 9 0 1 年度 税関符号 取扱行コード 取扱行名 (取扱行名) 整理番号

輸入申告等の番号 (あて先) 本 税 延滞税 証券受領 告知番号 納付の目的

受入科目 申告番号等 代理人 納税者 (住所) (氏名又は名称)

合計額 左記の合計額を納収しました。(領収日付印)

数字は記入例にならつて黒のボールペンで枠からはみださないように右詰で記載してください。

③-3

領収控告

国庫 国税 収納金 整理 資金

年度 税関符号 取扱行コード 本 税 延滞税 納付の目的

輸入申告等の番号 取扱行名 (取扱行名) 証券受領 告知番号 納付場所 納期限 年 月 日 合計額 左記の合計額を納収しました。(領収日付印)

代理人 納税者 (住所) (氏名又は名称)

③-2

領収控告

国庫 国税 収納金 整理 資金

年度 税関符号 取扱行コード 本 税 延滞税 納付の目的

輸入申告等の番号 取扱行名 (取扱行名) 証券受領 告知番号 納付場所 納期限 年 月 日 合計額 左記の合計額を納収しました。(領収日付印)

代理人 納税者 (住所) (氏名又は名称)

③-2

納税告知書・領収証書

国庫 国税 収納金 整理 資金

0 0 1 0 電算機 読取用

平成 年度 税関符号 取扱行コード 本 税 延滞税 納付の目的

輸入申告等の番号 取扱行名 (取扱行名) 証券受領 告知番号 納付場所 納期限 年 月 日 合計額 左記の合計額を納収しました。(領収日付印)

代理人 納税者 (住所) (氏名又は名称)

③-1

納税告知書・領収証書

国庫 国税 収納金 整理 資金

0 0 1 0 電算機 読取用

平成 年度 税関符号 取扱行コード 本 税 延滞税 納付の目的

輸入申告等の番号 取扱行名 (取扱行名) 証券受領 告知番号 納付場所 納期限 年 月 日 合計額 左記の合計額を納収しました。(領収日付印)

代理人 納税者 (住所) (氏名又は名称)

③-1

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

新	旧
<p style="text-align: center;">第4章 輸出通関関係</p> <p style="text-align: center;">第4節の2 展示等承認貨物の積戻し申告及び積戻し許可後の訂正</p> <p>（展示等承認貨物の積戻し申告の事項登録）</p> <p>4の2-1 展示等承認貨物の積戻し申告（以下「展示等積戻し申告」という。）を行う者及びその代理人である通関業者等（以下この節において「通関業者等」という。）が航空システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、当該申告に先立ち参加者名、品名、貨物個数、FOB価格等の必要事項を航空システムに入力させ、展示等積戻し申告事項の登録を行わせるものとする。</p> <p>（展示等積戻し申告）</p> <p>4の2-2 通関業者等が航空システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、前項の規定により登録された展示等積戻し申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた展示等積戻し申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び展示等積戻し申告番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>ただし、いずれの場合においても、通関業者が展示等積戻し申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して展示等積戻し申告を行わせなければならないので、留意する。</p> <p>なお、税関の執務時間外に展示等積戻し申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に輸出申告を行わせることができるものとする。</p> <p>（審査区分選定及び関係情報の配信）</p> <p>4の2-3 航空システムにおいては、前項の展示等積戻し申告が行われた場合において、当該展示等積戻し申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」が配信される。</p> <p>なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった展示品等積戻し申告については、展示等積戻し申告後直ちに展示等積戻し許可となり、「展</p>	

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

新	旧
<p>示等積戻し許可通知情報兼展示等積戻し申告控情報」が配信される。</p> <p>（展示等積戻し申告時の提出書類等の提出）</p> <p>4の2-4 展示等積戻し申告が航空システムにより受理され、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」（簡易審査扱いの場合は「展示等積戻し許可通知情報兼展示等積戻し申告控情報」、以下この節において同じ。）が配信されたときは、審査区分が簡易申告扱い（区分1）となった展示等積戻し申告については、当該配信された情報の展示等積戻し申告に係る貨物の包装明細書その他必要な書類（以下この節において「関係書類等」という。）に展示等積戻し申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった展示等積戻し申告については、当該展示等積戻し申告控情報を「展示等積戻し申告控」（別紙様式N-142号）として出力させ、関係書類等を添付して、次に定めるところにより、展示等積戻し申告を行った税関官署の通関担当部門（以下この節において「通関担当部門」という。）に提出させるものとする。</p> <p>(1) 提出期限 展示等積戻し申告の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、同日の翌日までとする。）</p> <p>(2) 提出書類 関税法その他関税に関する法令の規定により、展示等積戻し申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類</p> <p>（検査の指定）</p> <p>4の2-5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い（区分3、区分4又は区分9）となった展示等積戻し申告については、現場検査、検査場検査又は見本検査のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報（申告書用）」及び「検査指定情報（運搬用）」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票（申告書用）」（別紙様式N-391号）及び「検査指定票（運搬用）」（別紙様式N-392号）として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。</p>	

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

新	旧
<p>なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報（輸出）」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書」（別紙様式N - 395号）として出力することができる。</p> <p>（展示等積戻し申告の訂正）</p> <p>4の2-6 展示等積戻し申告の後、当該申告に係る展示等積戻し申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、申告官署コード、参加者名、通関予定蔵置場コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、展示等積戻し申告を撤回の上、再申告させるものとする。</p> <p>(1) 通関業者等に、航空システムにより展示等積戻し申告時の内容呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより展示等積戻し申告事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、展示等積戻し申告訂正の登録を行わせるものとする。ただし、通関業者等が訂正登録を行う場合には、通関士が内容を審査のうえ、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わなくてはならないので、留意する。</p> <p>(2) 上記(1)により輸出申告内容の変更登録が航空システムの処理の結果、受理されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「展示等積戻し申告変更控情報」が配信される。</p> <p>(3) 上記(2)により通関業者等に「展示等積戻し申告変更控情報」が配信されたときは、当該配信された情報を「展示等積戻し申告内容変更控」（別紙様式N - 143号）として出力させ、当該展示等積戻し申告内容及び当初展示等積戻し申告控（再訂正の場合は直前の訂正登録分まで）に関係書類等を添えて、直ちに通関担当部門に提出させるものとする。</p> <p>（展示等積戻し許可の通知）</p> <p>4の2-7 通関担当部門は、航空システムを使用して行われた展示等積戻し申告（審査区分が簡易審査扱い（区分1）となった展示等積戻し申告を除く。）の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、貨物の積戻しを許可しようとするときは、航空システムを通じて展示等積戻し申告審査終了の登録を行うことにより積戻しを許可し、航空システムを通じてその旨を通関</p>	

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

新	旧
<p>業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて、保税運送を承認するときは、その運送期間を航空システムにより指定するものとする。</p> <p>（展示等積戻し許可内容変更の申請）</p> <p>4の2-8 航空システムを使用して行う展示等積戻し申告について、展示等積戻し許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により、取り扱うものとする。ただし、参加者コード、参加者名等の変更はできないので、積戻し取止めの手続に準じて処理し、再度展示等積戻し申告を行わせることとなる。</p> <p>(1) 航空システムにより展示等積戻し許可時の内容呼び出し、訂正を必要とする事項について、上書き入力することにより展示等積戻し許可内容変更申請事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、訂正の登録を行わせるものとする。</p> <p>ただし、通関業者が訂正登録を行う場合には、通関士が訂正内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わせなければならないので、留意する。</p> <p>(2) 上記(1)の展示等積戻し許可内容変更申請の変更登録が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に「展示等積戻し許可内容変更申請控情報」が配信される。</p> <p>なお、この場合において審査区分が簡易審査扱いとなった展示等積戻し許可内容変更申請については、申請後直ちに許可内容の変更が認められ、「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信される。また、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通関業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。</p> <p>（展示等積戻し許可内容変更申請控等の提出）</p> <p>4の2-9 前項(2)の規定により通関業者等に「展示等積戻し許可内容変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「展示等積戻し許可内容変更申請控」（別紙様式N-144号）として（審査区分が簡易審査扱いであり「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信された場合は、当該変更通知情報を</p>	

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

新	旧
<p>「<u>展示等積戻し許可内容変更通知書</u>」（別紙様式N - 145号）として）出力させ、<u>関係書類等を添付して、展示等積戻し許可内容変更申請の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日にあたる場合は、同日の翌日までとする。）に、当該申請控（又は当該通知書）に表示されている通関担当部門に提出させるものとする。</u></p> <p>（<u>展示等積戻し許可内容変更の確認</u>）</p> <p><u>4の2-10 通関担当部門は、航空システムを使用して行われた展示等積戻し許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い（区分2）となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。</u></p> <p><u>なお、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通関業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。</u></p>	

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

別紙様式 N-131 号 輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）								別紙様式 N-131 号 輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）																							
代表税番	申告種別	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	課税場所	申告番号	代表税番	申告種別	区分	あて先税関	提出先	申告年月日	課税場所	申告番号																
				予備申告	申告予定年月日		本申告					予備申告	申告予定年月日		本申告																
< 欄>統合先頭 品名 数量(1) 数量(2) 課税標準数量 関税率 課税額 減免税額 減免税定〔〕暫〔〕法条項号 令条 項号 別表 コード 一内国消費税等(1) 課税標準数量 税率 課税額 減免税額 一内国消費税等(2) 課税標準数量 税率 課税額 減免税額								品目番号 数量(1) 数量(2) 課税標準数量 特恵〔〕適用有〔〕 BPR按分係数 BPR金額 原産地 輸入令別表 運賃区分〔〕 種別 課税標準数量 減免税コード 輸送法〔〕租特法〔〕その他〔〕 減免税条項号 項号 種別 課税標準数量 減免税コード 輸送法〔〕租特法〔〕その他〔〕 減免税条項号 項号								< 欄>統合先頭 品名 数量(1) 数量(2) 課税標準数量 関税率 課税額 減免税額 減免税定〔〕暫〔〕法条項号 令条 項号 別表 コード 一内国消費税等(1) 課税標準数量 税率 課税額 減免税額 一内国消費税等(2) 課税標準数量 税率 課税額 減免税額								品目番号 数量(1) 数量(2) 課税標準数量 特恵〔〕適用有〔〕 BPR按分係数 BPR金額 原産地 輸入令別表 運賃区分〔〕 種別 課税標準数量 減免税コード 輸送法〔〕租特法〔〕その他〔〕 減免税条項号 項号 種別 課税標準数量 減免税コード 輸送法〔〕租特法〔〕その他〔〕 減免税条項号 項号							

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

蔵入承認申請控										蔵入承認申請控										
別紙様式 N-131 号										別紙様式 N-131 号										
代表税号	申請種別	区分	あて先税関	提出先	申請年月日	届出場所	申請番号			代表税号	申請種別	区分	あて先税関	提出先	申請年月日	届出場所	申請番号			
輸入者 住所 電話 代理人 輸入取付搭 輸出番号 住所 輸出の業者				予備申告 <input type="checkbox"/>	申請予定年月日		本申告 <input type="checkbox"/>	通関士コード		輸入者 住所 電話 代理人 輸入取付搭 輸出番号 住所 輸出の業者				予備申告 <input type="checkbox"/>	申請予定年月日		本申告 <input type="checkbox"/>	通関士コード		
AWB番号 積込地名 取附地				MAWB番号 入港年月日 積込地				貨物個数 貨物重量	個	AWB番号 積込地名 取附地				MAWB番号 入港年月日 積込地				貨物個数 貨物重量	個	
貿易前記別記番号 貿易前記通関 <input type="checkbox"/> 輸入承認証 <input type="checkbox"/> 支払手段等 <input type="checkbox"/> 関税法70条の申請承認 共通管理番号 食品 補償 動機 他法令等番号 ① ② ③ ④ ⑤				仕入書別記 通貨 検査 通関金額 特恵 補正						貿易前記別記番号 貿易前記通関 <input type="checkbox"/> 輸入承認証 <input type="checkbox"/> 支払手段等 <input type="checkbox"/> 関税法70条の申請承認 共通管理番号 食品 補償 動機 他法令等番号 ① ② ③ ④ ⑤				仕入書別記 通貨 検査 通関金額 特恵 補正						
				BPR合計 仕入書番号 原産地証明 有無 消費税有無 P/C各品別記番号1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 貨物取扱届 <input type="checkbox"/>				計算方式 <input type="checkbox"/>							BPR合計 仕入書番号 原産地証明 有無 消費税有無 P/C各品別記番号1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 貨物取扱届 <input type="checkbox"/>				計算方式 <input type="checkbox"/>	
通関シート 蔵入先 記号1								機或	杖	通関シート 蔵入先 記号1										
記号2										記号2										
<機>統合先欄 品名 数量 税率番号 申告価格 (CIF)										<機>統合先欄 品名 数量 税率番号 申告価格 (CIF)										
関税率										関税率										
一内国消費税率等(1) 課税標準額										一内国消費税率等(1) 課税標準額										
税率										税率										
一内国消費税率等(2) 課税標準額										一内国消費税率等(2) 課税標準額										
税率										税率										
税関記入欄										税関記入欄										

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日財関第781号）】

別紙様式 N-131号 移入承認申請控										別紙様式 N-131号 移入承認申請控									
代表番号	申請種別	区分	あて先税関	提出先	申請年月日	届出場所	申請番号			代表番号	申請種別	区分	あて先税関	提出先	申請年月日	届出場所	申請番号		
輸入者 住所 電話 代理人 輸入取付番 輸出番号 住所 輸出の委託者				予備申告 <input type="checkbox"/>	申請予定年月日		本申告 <input type="checkbox"/>	通関士コード		輸入者 住所 電話 代理人 輸入取付番 輸出番号 住所 輸出の委託者				予備申告 <input type="checkbox"/>	申請予定年月日		本申告 <input type="checkbox"/>	通関士コード	
AWB番号 積出地名 取付港				MAWB番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個		AWB番号 積出地名 取付港				MAWB番号 入港年月日 積出地			貨物個数 貨物重量	個	
貿易形態別前号 税関管理番号 <input type="checkbox"/> 輸入承認証 <input type="checkbox"/> 支払手段等 <input type="checkbox"/> 関税法70条第4項第2号承認 共通管理番号 食品 動物 植物 他法令承認等番号 (1) (2) (3) (4) (5)				仕入単価 運賃 保険 通関金額 貨価 補正			BPR合計 仕入番号 原産地証明 特恵 <input type="checkbox"/> 協定用 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 包封検査 消費財有無 P/E検査結果1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 貨物検査届 <input type="checkbox"/>	計算方式 <input type="checkbox"/>		貿易形態別前号 税関管理番号 <input type="checkbox"/> 輸入承認証 <input type="checkbox"/> 支払手段等 <input type="checkbox"/> 関税法70条第4項第2号承認 共通管理番号 食品 動物 植物 他法令承認等番号 (1) (2) (3) (4) (5)				仕入単価 運賃 保険 通関金額 貨価 補正			BPR合計 仕入番号 原産地証明 特恵 <input type="checkbox"/> 協定用 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 包封検査 消費財有無 P/E検査結果1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 貨物検査届 <input type="checkbox"/>	計算方式 <input type="checkbox"/>	
通関レート 移入先 記事1				積込	枚	冊				通関レート 移入先 記事1				積込	枚	冊			
記事2 < 欄 > 総合先関 品名 税関番号 申告品名 (CIF) 関税率				社内管理番号 利用管理番号			品目番号 数量(1) 数量(2) 課税数量	単価承認 <input type="checkbox"/>		記事2 < 欄 > 総合先関 品名 税関番号 申告品名 (CIF) 関税率				社内管理番号 利用管理番号			品目番号 数量(1) 数量(2) 課税数量	単価承認 <input type="checkbox"/>	
一内国消費税等(1) 課税率 税率				特恵 <input type="checkbox"/> 実務有 <input type="checkbox"/> 輸入令別表 BPR按分係数 BPR金額 原産地			通関先分 <input type="checkbox"/>			一内国消費税等(1) 課税率 税率				特恵 <input type="checkbox"/> 実務有 <input type="checkbox"/> 輸入令別表 BPR按分係数 BPR金額 原産地			通関先分 <input type="checkbox"/>		
一内国消費税等(2) 課税率 税率				種別 課税率 数量						一内国消費税等(2) 課税率 税率				種別 課税率 数量					
税関記入欄				審査印			審査印			税関記入欄				審査印			審査印		

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

移入承認申請控 別紙様式 N-131 号

代表税務	申請種別	区分	あて先税関	提出先	申請年月日	承認場所	申請番号
<p>< 欄 > 統合先欄 品名 数量(1) 数量(2) 申告価格 (CIF) 関税率</p>							
<p>品目番号 数量(1) 数量(2) 課税標準数量</p>							
<p>単価承認 []</p>							
<p>特恵 [] 実積有 [] 輸入令別表 BPR接分係数 BPR金額</p>							
<p>原産地 運賃支分 []</p>							
<p>一内国産物等(1) 課税標準額</p>							
<p>税率</p>							
<p>一内国産物等(2) 課税標準額</p>							
<p>税率</p>							
<p>< 欄 > 統合先欄 品名 数量(1) 数量(2) 申告価格 (CIF) 関税率</p>							
<p>品目番号 数量(1) 数量(2) 課税標準数量</p>							
<p>単価承認 []</p>							
<p>特恵 [] 実積有 [] 輸入令別表 BPR接分係数 BPR金額</p>							
<p>原産地 運賃支分 []</p>							
<p>一内国産物等(1) 課税標準額</p>							
<p>税率</p>							
<p>一内国産物等(2) 課税標準額</p>							
<p>税率</p>							

移入承認申請控 別紙様式 N-131 号

代表税務	申請種別	区分	あて先税関	提出先	申請年月日	承認場所	申請番号
<p>< 欄 > 統合先欄 品名 数量(1) 数量(2) 申告価格 (CIF) 関税率</p>							
<p>品目番号 数量(1) 数量(2) 課税標準数量</p>							
<p>単価承認 []</p>							
<p>特恵 [] 実積有 [] 輸入令別表 BPR接分係数 BPR金額</p>							
<p>原産地 運賃支分 []</p>							
<p>一内国産物等(1) 課税標準額</p>							
<p>税率</p>							
<p>一内国産物等(2) 課税標準額</p>							
<p>税率</p>							
<p>< 欄 > 統合先欄 品名 数量(1) 数量(2) 申告価格 (CIF) 関税率</p>							
<p>品目番号 数量(1) 数量(2) 課税標準数量</p>							
<p>単価承認 []</p>							
<p>特恵 [] 実積有 [] 輸入令別表 BPR接分係数 BPR金額</p>							
<p>原産地 運賃支分 []</p>							
<p>一内国産物等(1) 課税標準額</p>							
<p>税率</p>							
<p>一内国産物等(2) 課税標準額</p>							
<p>税率</p>							